
監 査 委 員

2年監査公表第12号

令和元年度に執行した監査の結果（令和元年11月1日から令和2年1月23日までの執行分）に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、京都府知事から通知があったので、次のとおり公表する。

令和2年12月25日

京都府監査委員	井 上	重 典
同	岡 本	和 徳
同	森	敏 行
同	小 林	裕 明

財政的援助団体等監査**監査の結果**

京丹後市商工会（監査実施年月日：令和元年11月15日）

（指摘）

補助対象人件費のうち、通勤手当額の認定を誤り、補助金が過大交付されている事例が認められた。

（措置の内容）

今回の監査結果を踏まえ、京丹後市商工会に対し、全職員の通勤手当額が正しく支給できているか点検を行わせ、問題がないことを確認した上

で、指摘に係る補助金返還等を求め、令和2年2月に過大交付となった補助金及び加算金の返還を受けた。

なお、当該商工会に対して、通勤手当申請時に積算資料の添付及び認定にあたっては、再確認を行うよう指導するとともに、府においても検査項目として新たに加え、積算資料の確認を行い、組織的なチェックを徹底することとした。